



世界農業遺産
静岡の茶草場農法

世界農業遺産

Globally Important Agricultural Heritage Systems

静岡の茶草場農法

茶草場に息づく 生物多様性

毎年秋の草刈りを行う茶草場にはこの地域にしかない固有種や絶滅危惧種が生息する。



カケガワフキバッタ



フジタイゲキ

地域で継続する農業文化



茶手揉み風景



静岡の茶農家は、ひと手間かけて、良いお茶作りに励んできた。その営みが、豊かな生物多様性を守っている。



茶草場農法とは

高品質な茶生産のため、通常茶栽培に①～④を組み込んだ農法



①晩秋に草を刈る



②刈った草を乾燥させる



③乾燥した草を裁断する






④茶園に投入する

世界農業遺産認定後の取組

茶草場農法実践者認定制度

◆「静岡の茶草場農法」実践者認定制度を2013年9月に創設した。この制度では、茶園経営面積に対する茶草場の管理面積に応じ、生物多様性保全貢献度を3段階に区別して農法実践者を認定しており、お茶の葉の数で表している。

茶草場管理面積/茶園経営面積の割合	
認定区分	認定表示
5%未満	なし
5～25%未満	
25～50%未満	
50%以上	

茶園経営面積に対する茶草場の管理面積に応じ、

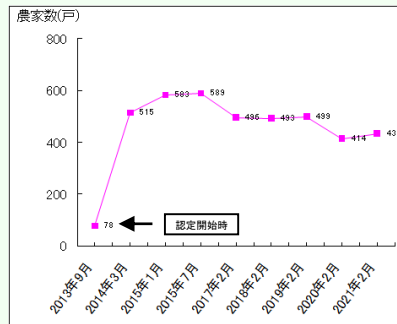
3ランクの認定



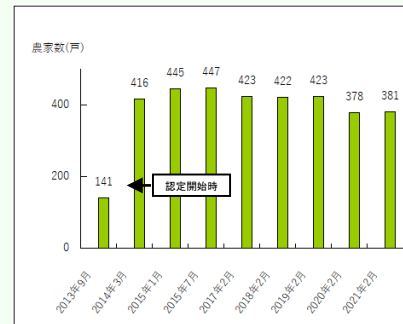
認定実績(2021年3月末時点)
 認定戸数 434戸
 認定シール販売数 552万枚
 登録販売業者 151社

◆下のグラフは茶草場農法実践者認定制度を2013年9月に開始してからの実践農業者等の推移を表したものである。制度開始以降、認定を受けた実践農業者及び茶草場面積は以下のとおり。

認定農業者数の推移



認定茶草場面積の推移



応援ロゴマークの作成

◆応募総数304作品から選定したロゴマークを2017年に公表した。茶製品のみならず、幅広い製品に使用することができる。延べ申請件数は26件(2021年6月末時点)



補助制度の創設

◆茶草場農法の維持・継承のため、2019年に茶草場維持継承事業補助金を創設した。交付は茶草場農法実践者等を対象とし、生産現場への支援を行っている。



公式HP・SNSでの情報発信

◆公式ホームページ(日本語・英語)を開設し、情報発信力を高めるとともに、SNSの活用による双方向の情報発信を実施している。



～この他、生物多様性の保全、茶文化の普及等様々な活動に取り組んでいます。～